

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

県営電気事業は、昭和 28 年 10 月 7 日の営業開始以来 71 年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2 基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畠寺発電所の合計 9 発電所（10 基）において、最大出力 66,936 キロワットで営業しています。

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 令和 4 年度の総費 用に占める職員給与費比率
令和 5 年度	千円 2,365,292	千円 1,035,543	千円 409,272	% 17.3	% 17.2

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 都道府 県平均一人当 たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 53	千円 216,534	千円 65,915	千円 90,065	千円 372,514	千円 7,029	千円 6,719

注 1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 職員数は令和 6 年 3 月 31 日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

県営電気事業に従事する令和 6 年 4 月 1 日現在の職員数(再任用短時間勤務職員 1 人及びフルタイム会計年度任用職員 7 人を含まない。)は、61 人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	46 歳 11 月	348,342 円	441,941 円 (568,257 円)
都道府県平均 (電気事業)	46 歳 2 月	355,891 円	— (558,512 円)

注 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、() 内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）	愛媛県	都道府県平均（電気事業）
1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,668 千円	1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,552 千円	1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,610 千円
(令和 5 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	(令和 5 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	—

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	—
----------------------------------	----------------------------------	---

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.05月分、勤勉手当2.45月分となっています。

2 ()内の数値は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛媛県公営企業(電気事業)	愛媛県	都道府県平均(電気事業)
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 任期満了 定年 9,562千円 27,664千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勤奨・定年 2,845千円 22,080千円	1人当たり平均支給額 6,095千円

注1 1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 「勤奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	14千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	566円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	44.4%			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 14	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円

用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650 円
-----------	----------------	---	---------	----------

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	28,343 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	630 千円
支給実績（令和4年度決算）	32,253 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	717 千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 7,833	円 237,358
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 4,430	円 295,360
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 4,260	円 106,491
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,824	円 456,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 7,142	円 793,600
特地勤務手当 及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
宿泊直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 193	円 32,167
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 2,401	円 200,096

(2) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来61年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、西条地区工業用水道の2地区において、計画給水量193,420立方メートルで営業しています。

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率B/A	(参考) 令和4年度の総費 用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 856,793	千円 392,016	千円 137,078	% 16.0	% 14.7

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 都道府 県平均一人当 たり給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 15	千円 75,685	千円 17,727	千円 30,966	千円 124,378	千円 8,292	千円 6,341

注1 決算には、消費税を含んでいません。

- 2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。
- 3 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

県営工業用水道事業に従事する令和6年4月1日現在の職員数（フルタイム会計年度任用職員4人を含まない。）は、16人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	52歳4月	373,984円	457,687円 (593,704円)
都道府県平均 (工業用水道事業)	44歳8月	342,602円	— (528,333円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

- 2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(工業用水道事業)	愛媛県	都道府県平均(工業用水道事業)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,568千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,552千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,488千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加 算措置	—

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手當に振り替えていたため、期末手当2.05月

分、勤勉手当 2.45 月分となっています。

2 () 内の数値は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）	愛 媛 県	都道府県平均（工業用水道事業）
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から 60 月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20% 加算) 1人当たり平均支給額 退職者なし	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から 60 月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20% 加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勤奨・定年 2,845 千円 20,080 千円	1人当たり平均支給額 7,005 千円

注1 1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 「勤奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	14 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,058 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	68.4%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜 30 度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上 10 メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、 ^{カリ} アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 14	①日額 570 円 ②日額 400 円 ③日額 340 円 ④日額 220 円 ⑤日額 200 円

用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650 円
-----------	----------------	---	---------	----------

才 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	9,171 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	611 千円
支給実（令和4年度決算）	7,534 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	502 千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,884	円 188,400
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,694	円 282,400
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 1,418	円 78,789
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 720	円 360,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 2,569	円 642,300
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0
宿直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 92	円 18,480
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 35	円 17,250
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 0	円 0

(3) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来68年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,554床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率B/A	(参考) 令和4年度の総費 用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 50,065,899	千円 △3,308,727	千円 18,757,933	% 37.5	% 37.0

区分	職員数 A	給与費				(参考) 都道府 県平均一人当 たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 2,043	千円 7,841,604	千円 4,931,608	千円 3,287,237	千円 16,060,449	千円 7,861	千円 7,713

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸

手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。

③ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

県営病院事業に従事する令和6年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員41人及びフルタイム会計年度任用職員559人を含まない。）は、2,029人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	45歳9月	590,184円	1,262,227円 (1,446,891円)
看 護 師	40歳9月	323,072円	417,582円 (535,639円)
事務職員	39歳9月	311,092円	405,470円 (518,694円)
都道府県平均			
医 師	41歳0月	574,559円	— (1,449,897円)
看 護 師	40歳1月	312,661円	— (518,809円)
事務職員	45歳4月	328,324円	— (528,274円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）	愛 媛 県	都道府県平均（病院事業）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,588千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,552千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,566千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	—

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手當に振り替えているため、期末手当2.05月分、勤勉手当2.45月分となっています。

2 ()内の数値は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）	愛 媛 県	都道府県平均（病院事業）
(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勧奨・定年 医師 1,021千円 27,727千円 看護師 1,716千円 16,467千円 その他 9,414千円 19,735千円	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 勧奨・定年 2,845千円 22,080千円	1人当たり平均支給額 4,797千円

注1 1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

3 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	290,254千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	961,106円			
区分	支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	愛媛県の制度(支給割合)
医師		16%	302人	16%

注1 支給対象職員数は、令和6年4月1日現在の職員数です。

2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

二 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）				602,292 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）				345,549 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）				82.6%
手当の種類（手当数）				10
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度)	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 18	日額 290 円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,498	日額 200 円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 9,210	日額 230 円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 374	日額 290 円
	病院において新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護等に従事する職員（新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病医療従事手当の特例）	新型コロナウイルス感染症の患者等の診療、看護等 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件等の処理作業 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業	千円 4,019	日額 3,000 円又は 日額 4,000 円 (身体に接触又は長時間接するもの)
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれらの者に接する業務	千円 138	日額 320 円
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②③病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するため命を受け自宅等で待機 ③待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 333,224	①1回 2,150 円から 3,550 円まで ②1回 860 円 ③1回 1,620 円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 429	1時間 1,900 円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 44,880	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 23,670	1回 5,000 円から 20,000 円
救急病院看護業務手当	病院に勤務する看護職員	当該職員の担当する看護業務	千円 182,832	月額 12,000 円

才 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,060,099 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,013 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,914,548 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	941 千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 179,972	円 236,494
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 203,634	円 282,042
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 139,119	円 93,999
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 12,968	円 405,250
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 65,152	円 1,068,059
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ 24,000 円又は 30,000 円 (南宇和病院に勤務する医師は 124,000 円 又は 130,000 円)	異	医師への 加算	千円 1,017,293	円 3,368,518
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 142,609	円 262,150
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	千円 18,019	円 327,615
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	—	千円 200,199	円 178,749